

重 要

弁済業務保証金分担金返還について

【返還までの流れ】

1. 廃業約1ヶ月後、官報に「宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告」が掲載されます。
2. 弁済業務保証金分担金は官報に掲載されてから約6ヶ月後に静岡県本部に戻ります。(東京法務局 ⇒ 保証協会総本部 ⇒ 保証協会静岡県本部)
3. 当本部より貴殿に電話連絡をした上で、必要書類提出依頼および振込先口座指定用紙を郵送します。
* 連絡が見つからない場合、返金の手続きを進めることはできません。
住所・電話番号等を変更する場合は必ず当本部までご連絡下さい。
4. 弁済業務保証金分担金は、貴殿より提出された必要書類を確認後、指定口座に振込みます(書類到着後1～2週間程度要します)
 - ① 返還方法は振込みとなります。(振込み以外の手続きはできません。)
 - ② 官報掲載料・振込料及び貴殿の当協会に対する未払金等(会費を含む)がある場合は、それらを差引いた金額を振込みます。
 - ③ 消費者からの苦情申出及び税務署・市役所等や一般債権者からの差押えがある場合は返金ができない場合があります。

※1～4まで最大で約8ヶ月の期間を要します。

※法人を解散する予定がある場合でも、分担金返還までは法人及び法人の預金口座を残しておいて下さい。返還前に法人(及び預金口座)が無くなってしまった場合、返還が不可能となる場合があります。

◆住所及び電話番号等変更があった場合、必ず下記宛連絡下さい。

【連絡先】

(公社)全日本不動産協会静岡県本部 ・ (公社)不動産保証協会静岡県本部

〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル8F

TEL (054) 285-1208 / FAX (054) 284-0913

《参考》 あらかじめお目通し下さい

【必要書類】

- * 総本部から当本部に分担金が振込まれ次第、貴殿に電話連絡を入れ、その後、普通郵便にて「振込先口座指定用紙」をお送りしますので、書類が届き次第、下記書類をご手配の上、当方よりお送りした「振込先口座指定用紙」と共にご提出願います。
- * 尚、法人が解散する場合は、返還時に清算人登記がされた謄本及び清算人の印鑑証明書（法務局発行のもの）が必要となりますのでご注意ください。

《個人会員の場合》 返還先⇒代表者

- ・ 代表者様ご本人の住民票
- ・ 代表者様ご本人の実印の印鑑証明書

《法人が現存している場合》 返還先⇒法人口座

- ・ 商業登記簿謄本＝履歴事項全部証明書
- ・ 法人の印鑑証明書

《法人を解散している場合》 返還先⇒法人（清算人名義）口座

- ・ 清算人が登記されている商業登記簿謄本＝履歴事項全部証明書
- ・ 清算人様の印鑑証明書 * 法務局発行のもの

※注意：当方より分担金をお支払いするまで、清算結了はしないで下さい。

※注意：返金先は、清算人名義の法人口座となりますので、法人の通帳の代表名義を清算人に変更しておいて下さい。

(例) 株式会社 ○○不動産 代表清算人 ○○太郎

《法人が破産している場合》 返還先⇒破産管財人

- ・ 管財人が登記されている破産法人の商業登記簿謄本＝履歴事項全部証明書
- ・ 管財人の印鑑証明書 * 裁判所発行のもの
- ・ 破産管財人証明書 * 裁判所発行のもの

※上記『証明書類』（謄本、印鑑証明書、住民票等）について・・・

- ・ 官報掲載期間終了後、分担金が返還可能な状態になりましたら、当方より電話連絡を入れしますので、各証明書類につきましては、その後に発行して下さい。（返還時最新の証明書類が必要です）